

令和7年度 新宮町人事行政の運営等の状況について

1 趣旨

新宮町における職員の任用や給与、勤務条件等の状況を広く住民のみなさんにお知らせすることにより、本町人事行政の透明性を高め、その公平性の一層の確保を図るため、「新宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政運営等の状況を公表するものです。

2 公表の概要

次の(1)から(10)の公表を行います。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

令和7年9月

福岡県新宮町

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免(令和7年度)

令和7年度に新たに採用された一般職の職員及び退職した職員の状況は次のとおりです。

(注)他団体から派遣を受けた職員の着任や帰任は含みません。

i) 職員の採用状況(令和7年4月1日実績)

(単位:人)

職種	男性	女性	合計
一般行政職	4	1	5
保健師			0
合計	4	1	5

ii) 再任用の状況(令和7年4月1日実績)

(単位:人)

職種	男性	女性	合計
一般行政職	4	1	5
看護師			0
合計	4	1	5

iii) 職員の退職状況(令和6年度中)

(単位:人)

区分	町長部局	教育委員会部局	合計
定年退職	1		1
依願退職	7	1	8
その他			0
合計	8	1	9

(2) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

(単位:人)

区分			職員数		対前年増減数
部門			令和6年	令和7年	
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0
		総 務	39	37	-2
		税 務	12	12	0
		労 働			0
		農 林 水 産	4	4	0
		商 工	3	2	-1
		土 木	11	13	2
		民 生	25	23	-2
		衛 生	14	17	3
		小 計	110	110	0
	教 育 部 門		34	34	0
	小 計		144	144	0
公営企業等会計部門	水 道		8	8	0
	交 通		7	7	0
	下 水 道		6	6	0
	そ の 他		9	9	0
	小 計		30	30	0
総 合 計			174	174	0

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の概要

職員の日常の仕事ぶりや勤務態度を通じて、勤務成績を評定し、昇任や配置などの人事管理に活用しています。

3 職員の給与の状況

令和6年度の職員の給与の状況は次のとおりです。

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (6年度末)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率 (人件費/歳出額)	5年度 の人件費率
6年度	33,036人	17,244,912千円	318,585千円	1,835,997千円	10.6%	9.4%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数	給与費 (給料)	給与費 (職員手当)	給与費 (期末・勤勉手当)	給与費計	1人当たり給与費 (給与費計/職員数)
6年度	143人	546,710千円	158,685千円	239,241千円	944,636千円	6,606千円

(注1)職員手当には退職手当を含みません。

(注2)職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	317,100円	426,400円	40.9歳

(4) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分		新宮町	国
一般行政職	大学卒	220,000円	220,000円
	高校卒	194,500円	188,000円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,833円	327,133円	358,600円
	高校卒	241,400	該当者なし	314,300円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長	14人	11.6%
5級	課長補佐	12人	9.9%
4級	主幹	23人	19.0%
3級	主査・技術主査	33人	27.3%
2級	主任主事・主任技師	22人	18.2%
1級	主事・技師	17人	14.0%
合計		121人	100%

(7) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

区分	新宮町(6年度支給割合)	国(6年度支給割合)
期 末 手 当	2.50月分	2.50月分
勤 勉 手 当	2.10月分	2.10月分
加 算 措 置 の 状 況	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置

② 退職手当(令和7年4月1日現在)

区分	新宮町		国	
勤 続 年 数	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤 続 20 年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤 続 25 年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤 続 35 年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最 高 限 度 額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	なし	なし	なし	なし

③ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の地域手当支給率
町 内 全 域	6.0%	174人	5.0%

④ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

手当の種類	主な支給対象業務	主な支給対象職員	職員に対する支給単価
感染症処理手当	患者の看護 及び防疫業務	業務従事職員	300円／回
行旅病人及び 死亡人取扱手当	行旅病人世話・搬送、 死亡人取扱業務	業務従事職員	行旅人世話・搬送500円／回 死亡人取扱時1,000円／件
動物死体処理手当	動物死体処理業務	業務従事職員	500円／回

⑤ 時間外勤務手当(普通会計決算)

	令和6年度決算	令和5年度決算
支給実績	73,466千円	50,018千円
支給職員1人当たり平均支給年額	639千円	431千円

⑥ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同
扶養手当	(支給月額) ・配偶者:3,000円 ・子 ①1人につき11,500円 ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算 ・他の扶養親族:1人につき6,500円	同じ
住居手当	借家住居は最高28,000円/月	同じ
通勤手当	通勤距離2キロメートル以上が対象で通勤距離に応じて支給	同じ
管理職手当	(支給額)課長58,000円、課長補佐45,000円	—

(8) 特別職の報酬などの状況(令和7年4月1日現在)

区分		給料月額など
給 料	町 長	832,000円
	副 町 長	673,000円
報 酬	議 長	346,000円
	副 議 長	283,000円
	議 員	264,000円
期末手当 令和6年度支給割合	町 長	3.45月分
	副 町 長	3.45月分
	議 長	3.45月分
	副 議 長	3.45月分
	議 員	3.45月分

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況(令和7年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時00分	12時15分から 13時00分まで

(注)1日の勤務時間は7時間45分で、週休2日制。

(2) 休暇制度の概要

区分	種類	内容
年次有給休暇		1暦年20日(残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができる。)
病気休暇		任命権者が療養が必要と認めたときは、必要な期間(90日以内)について有給
特別休暇	選挙権、その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要な期間
	裁判員・証人などとして裁判所等へ出頭する場合	
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	
	ボランティア活動に参加する場合	5日の範囲内の期間
	結婚休暇	連続5日の範囲内
	不妊治療に係る通院等のための休暇	5日の範囲内の期間
	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児に影響がある場合	勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて1時間を超えない範囲内
	産前休暇	出産の日までの申し出た期間
	産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
	妊娠・産後1年以内の健診休暇	その都度必要な期間
	保育のための授乳などを行う休暇	1日2回それぞれ45分以内
	妻の出産に伴う休暇	2日の範囲内の期間
	妻が出産する場合に出産に係る子等を養育するための休暇	5日の範囲内の期間
	子の看護のための休暇	中学校修学前の子1人につき5日の範囲内の期間
	要介護者の介護等を行う場合	要介護者1人につき5日の範囲内の期間
	生理休暇	必要と認められる期間
	忌引	配偶者、父母7日、子5日、祖父母3日等
	父母を追悼する場合	1日の範囲内の期間
	夏季休暇(盆等の諸行事や健康増進)	6月から10月までの期間内における原則として連続する5日の範囲内の期間
	災害による住居の滅失および損壊	7日の範囲内の期間
	災害などにより出勤が困難な場合	その都度必要と認める期間
	災害時の退勤途上の危険回避	
介護休暇(無給)	配偶者、父母などの介護	介護を必要とする一の係属する状態ごとに、連続する6か月の範囲内の必要な期間(無給)

(3) 年次有給休暇の取得状況(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)

1年(暦年)あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

区分	1年間の平均取得日数
一般職員	13.3日

(4) 介護休暇の取得状況(令和6年度)

区分	介護休暇取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
合計	0人

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業・部分休業の取得状況(令和6年度)

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的として設けた制度です。

部分休業は、育児休業をとっていない期間において、子どもを託児などしながら養育しつつ勤務するための制度です。

区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	うち両休業 取得者数
男性職員	2人	0人	0人
	0人	0人	0人
女性職員	7人	0人	0人
	1人	0人	0人
合計	9人	0人	0人
	1人	0人	0人

(注)「育児休業取得者数」「部分休業取得者数」「うち両休業取得者数」の欄の上段には、令和6年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が令和5年度から令和6年度にかけて引き続いている者の数を記入しています。

6 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(令和6年度)

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど、一定の事由がある場合に、職員の意に反し身分上の不利益な処分を行うものです。その種類として「免職」「降任」「休職」があります。

(単位:人)

処分事由	免職	降任	休職	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	5	5
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
合計	0	0	5	5

(2) 懲戒処分の状況(令和6年度)

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務などに反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として「免職」「停職」「減給」「戒告」があります。

(単位:人)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

7 職員の服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては、全力をあげてこれに専念しなければならないこととされており、この趣旨を実現するため、服務上の制約が課されています。

区 分	内 容
法令および上司の職務上の命令に従う義務 (地方公務員法第32条)	職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止 (地方公務員法第33条)	職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。
秘密を守る義務 (地方公務員法第34条)	職員は、在職中であると退職後であるを問わず、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
職務に専念する義務 (地方公務員法第35条)	職員は、法律や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間および職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。
政治的行為の制限 (地方公務員法第36条)	職員は、特定の政治的行為について、これを行うことを禁止されています。
争議行為の禁止 (地方公務員法第37条)	職員は、使用者たる住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をすること、また、地方公共団体の機関の活動を低下させる怠業的行為をすることを禁止されています。
営利企業などの従事制限 (地方公務員法第38条)	職員は、任命権者の許可を受けなければ営利企業の役員などを兼ねることや自らの営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業または事務にも従事することはできません。

8 職員の退職管理の状況

新宮町では、職員の退職管理に関する条例を制定しています。

これは、退職した元職員が、在籍していた自治体に対し契約行為や行政処分等の働きかけを禁止することを目的としています。この取組みの一環として、管理職員で退職した者が、民間事業所等に再就職した場合に、届出を義務づけています

令和6年度中に退職した管理職員のうち、民間事業所等に再就職したものは0人です。

9 職員の研修の状況

(1) 研修の状況(令和6年度)

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮および増進を目的に、任命権者において組織的にを行っているものです。

	主な内容・派遣先	回数	延べ人数
自己啓発	通信教育など	0回	0人
職場研修	新規採用職員、人権同和教育研修など	11回	442人
職場外研修	福岡県・福岡県市町村職員研修所・全国市町村職員中央研修所・民間などの階層・専門研修	36回	39人
合計		47回	481人

研修事業費 : 507,500円

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福祉の状況

i) 健康管理事業(令和6年度)

労働安全衛生法および安全衛生管理規定に基づき、職場における職員の安全と健康を確保するため、健康診断の実施や健康管理委員会を設置しています。

健康診断などの実施状況

区分	受診者数	内容
一般定期健康診断	261人	全職員を対象に毎年1回実施
産業医等健康相談	41人	希望者
合計	302人	

※産業医健康相談は延べ人数

ii) 福利厚生事業

職員の健康保険や年金などの共済制度は、社会保険制度の一環として、地方公務員法および地方公務員共済組合法の定めるところにより、福岡県市町村職員共済組合により実施されています。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気、けが、出産、死亡などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害または死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康診断などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金などの貸し付けを行う「福祉事業」などの事業を行っています。

また、地方公務員法第42条の規定に基づく職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事業などを実施するため、新宮町職員互助会が設置されています。

新宮町職員互助会

	令和6年度決算	令和7年度予算
会員数	177人	177人
会員掛金	7,865,300円	7,801,000円
町の助成金	1,770,000円	1,770,000円
公費率	18.4%	18.5%

iii) 公務災害補償

災害補償制度は、職員が公務上の災害または通勤による災害により生じた損害の補償と、被災職員の職場復帰の促進および職員・遺族の援護を図るために必要な事業を行うことを目的としています。

なお、災害の認定および補償は、地方公務員災害補償基金福岡県支部が行っています。

公務災害発生件数(令和6年度)

公務災害	通勤災害	合計
2件	0件	2件

(2) 公平委員会の状況

公平委員会は、地方自治体の規定に基づき設置される地方公共団体の執行機関で、公平・公正な行政を確保するために必要なものとして、地方公務員法の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求および職員に対する不利益処分を審査するなど必要な措置を講ずるために設置されるものです。

新宮町は、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町、糟屋郡自治会館組合、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合、玄界環境組合、古賀高等学校組合、北筑昇華苑組合、粕屋南部消防組合、粕屋北部消防組合、須恵町外二ヶ町清掃施設組合と共同して設置しています。その権限は次のとおりです。

- ア) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、および必要な措置を執ること。
- イ) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決または決定をすること。
- ウ) 職員の苦情を処理すること。
- エ) その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務

i) 勤務条件に関する措置要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあっせんまたはこれに準じる方法で事案の解決にあたるものです。

令和6年度中に新たな措置要求はなく、また、係属している事案也没有ありません。

ii) 不利益処分に関する審査請求の状況(令和6年度)

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認・修正または取り消す判定を行うものです。

区 分	令和5年度中の係属件数	令和6年度中の申立件数	令和6年度中の処理件数	令和7年度への繰越件数
懲 戒 処 分	0件	0件	0件	0件
分 限 処 分	0件	0件	0件	0件
そ の 他	0件	0件	0件	0件
合 計	0件	0件	0件	0件